

傍線は削除
太字は改正

大阪市行政不服審査会会長印管理要領（改正案）

制定 平成 28 年 5 月 11 日 会長決定

改正 平成 年 月 日 会長決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、大阪市行政不服審査会会長印（以下「会長印」という。）のひな形、書体、寸法、監守者、取扱責任者その他会長印の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長印の管理）

第 2 条 会長印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

（会長印のひな形等）

第 3 条 会長印のひな形は次のとおりとし、書体はてん書、寸法は方 20 ミリメートルとする。

大阪市行政
不服審査会
会 長 之 印

（会長印を押印する文書）

第 4 条 大阪市行政不服審査会会長名で発送する文書のうち、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 74 条から第 78 条までの規定に基づく通知、第 79 条の規定に基づく答申には、会長印を押印しなければならない。

（会長印監守者の設置）

第 5 条 会長印の監守の責めに任ずるため、会長印監守者を置き、総務局行政部行政不服審査担当課長及び財政局税務部税務不服審査担当課長をもってこれに充てる。

（会長印の監守場所）

第 6 条 会長印の監守場所は、会長印監守者指定の場所とする。

(会長印取扱責任者)

第7条 会長印監守者は、会長印取扱責任者を置き、総務局行政部行政課及び財政局税務部管理課に属する職員のうちから指名する。

2 会長印取扱責任者は、会長印監守者の命を受け、会長印の監守その他会長印に関する事務に従事する。

(会長印の押印手続)

第8条 会長印を押印しようとする者は、会長印処理簿に必要事項を記載のうえ、押印を必要とする文書及び**とともに**審議結果にかかる開催記録要旨または**決裁を**会長印取扱責任者に提示し、会長印取扱責任者の承認を受けた後、押印する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほかに必要な事項が生じた場合は、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の規定に準じて対処する。

附 則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要領の改正は、決定日から施行する。